

久万高原町
学校における働き方改革推進方針

久万高原町教育委員会

令和8年3月

久万高原町 学校における働き方改革推進方針

はじめに

久万高原町教育委員会では、教職員が心身の健康を保ち、子どもたち一人ひとりと向き合う時間や授業改善のための時間を十分確保し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立できる環境を整備することを目指し、学校現場の業務改善に向けた取り組みを推進してきました。

これまでの取り組みにより、ICTの活用による業務効率化や長時間勤務の減少等にある一定の成果がみられるものの、依然として教職員に係る業務負担やメンタルの不調等が続いており、そうした負担を改善するためのきめ細やかな対応が重要となっています。

こうした中、国においては令和6～8年度の3年間を、学校における働き方改革の集中期間として取り組みの加速化を進めているほか、愛媛県においても令和7年度からの3年間について、第3期の学校における働き方改革推進方針を定め、教職員の負担軽減や業務改善の更なる強化・充実を図ることとしており、本町においても、同取り組みに遅れをとらぬよう予算措置を含めた環境整備等を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本町の学校における働き方改革推進方針をここに定め、教職員の負担軽減や業務改善の更なる強化・充実を図りながら、引き続き「働きやすさ」と「働きがい」の両面から学校における働き方改革を進めていきます。



久万高原町 学校における働き方改革推進方針

【取り組みの内容】

1. 業務負担軽減のための ICT の活用や業務などの見直し

- ・ **ICT を活用した業務効率化**：愛媛県の CBT システム (EILS) などの ICT を効果的に活用し、テストの採点・集計・分析業務の電子化を図り、教員の負担軽減と学びの充実を目指します。
- ・ **学校徴収金等の適正化**：教員以外の多様な人材（事務職員等）が協働し、学校徴収金を原則として教員以外が扱う運用を徹底するなど、学校・教師が担う業務の適正化を促進します。
- ・ **行事や会議等の精選**：学校行事、会議、研修について、その効果を検証しつつ、更なる精選や実施方法の変更等を推進します。

2. 教員や専門スタッフの配置等によるチーム学校の推進

- ・ **多様な外部人材の配置**：スクール・サポート・スタッフ (SSS) や ICT 教育支援員、教員志望の大学生サポーターなどの外部人材の継続的・計画的な拡充・配置に努め、教職員の教育活動等を支援します。
- ・ **専門人材による支援強化**：スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー（弁護士）などの専門人材による支援体制を充実させ、生徒指導やトラブル対応における学校現場の負担軽減を図ります。
- ・ **マネジメントの強化**：校長をはじめとする管理職がリーダーシップを発揮し、教職員がチームとして機能するようマネジメントを強化し、全ての教職員が働きがいを感じられる組織を目指します。

3. 部活動の負担軽減（部活動改革の推進）

- ・ **地域展開への支援**：公立中学校における部活動の段階的な地域展開に向けた支援に計画的に取り組めます。
- ・ **適切な活動体制の構築**：引き続き部活動指導員等の活用を図り、「愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に基づき、適切な休養日や活動時間の設定を実践し、顧問教員の負担軽減を図ります。

4. 勤務時間の適正化と教職員の意識改革

- ・ **勤務実態の適正な把握**：校務支援システムの勤務時間管理機能を活用し、教職員の勤務実態を適正に把握・見える化することで、長時間勤務の縮減に向けた教職員一人ひとりの意識改革を促します。
- ・ **メンタルヘルス対策の強化**：メンタル不調の未然防止を強化するため、きめ細かな支援や面談機会の増強、さらに対話機能を有する AI システムの活用による早期察知と相談へのつなぎ込みを推進します。
- ・ **多様な働き方の推進**：休暇を取得しやすい職場風土を築き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様な働き方を推進します。

5. 県教育委員会・町内学校との連携

- ・ 県教育委員会、町教育委員会、町内各学校による意見交換会を開催し、働き方改革の優良事例などの情報共有を図るとともに、県と連携して人材配置や制度の見直し等に取り組みます。

6. 保護者・地域との連携

- ・ 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な取り組みを推進し、PTA や地域・団体等と連携して、学校教育への協力・支援体制の充実に取り組みます。また、HP 等を活用した積極的な情報発信により、保護者・地域の理解を促進し、機運の醸成を図ります。具体的には、時間外勤務の上限（原則として月 45 時間・年 360 時間）の遵守を目指し、時間外勤務が月 80 時間を超える教師をゼロにすることを目標とします。